「（　337）	ＪＡ807Ａ	を	
（　337）の２	ＪＡ808Ａ		
（　337）の３	ＪＡ809Ａ		
（　337）の４	ＪＡ810Ａ		
（　337）の５	ＪＡ811Ａ		
（　337）の６	ＪＡ812Ａ		
（　337）の７	ＪＡ813Ａ		
（　337）の８	ＪＡ814Ａ		
（　337）の９	ＪＡ815Ａ		
（　337）の10	ＪＡ816Ａ		
（　337）の11	ＪＡ817Ａ	」	
「（　337）	ＪＡ807Ａ		
（　337）の２	ＪＡ807Ｐ		
（　337）の３	ＪＡ807Ｘ		
（　337）の４	ＪＡ808Ａ		
（　337）の５	ＪＡ808Ｐ		
（　337）の６	ＪＡ808Ｘ		
（　337）の７	ＪＡ809Ａ		
（　337）の８	ＪＡ809Ｐ		
（　337）の９	ＪＡ810Ａ		
（　337）の10	ＪＡ810Ｐ		
（　337）の11	ＪＡ811Ａ		
（　337）の12	ＪＡ812Ａ		
（　337）の13	ＪＡ813Ａ		
（　337）の14	ＪＡ814Ａ		
（　337）の15	ＪＡ815Ａ		
（　337）の16	ＪＡ816Ａ		
（　337）の17	ＪＡ817Ａ		
（　337）の18	ＪＡ818Ａ	」	
「（　342）	ＪＡ8199	」を	
「（　342）	ＪＡ8199		
（　342）の２	ＪＡ819Ａ	」に、	
「（　343）	ＪＡ81ＡＭ	」を	
「（　343）	ＪＡ81ＡＭ		
（　343）の２	ＪＡ820Ａ		
（　343）の３	ＪＡ821Ａ		
（　343）の４	ＪＡ822Ａ	」に、	
「（　344）	ＪＡ822Ｊ	」を	
「（　344）	ＪＡ822Ｊ		
（　344）の２	ＪＡ823Ａ		
（　344）の３	ＪＡ823Ｊ	」に、	
「（　348）	ＪＡ8266	」を	
「（　348）	削除	」に、	
「（　354）	ＪＡ8273	」を	
「（　354）	削除	」に、	
「（　355）	ＪＡ8274	」を	
「（　355）	削除	」に、	
「（　357）	ＪＡ8285	」を	
「（　357）	削除	」に、	
「（　366）	ＪＡ8304	」を	
「（　366）	ＪＡ8304		
（　366）の２	ＪＡ830Ｊ	」に、	
「（　370）	ＪＡ8324	」を	
「（　370）	ＪＡ8324		
（　370）の２	ＪＡ832Ｊ	」に、	
「（　371）	ＪＡ8342	」を	
「（　371）	ＪＡ8342		
（　371）の２	ＪＡ834Ｊ	」に、	
「（　385）	ＪＡ8386	」を	
「（　385）	削除	」に、	
「（　423）	ＪＡ8523	」を	
「（　423）	削除	」に、	
「（　424）	ＪＡ8524	」を	
「（　424）	削除	」に、	
「（　473）	ＪＡ8957	」を	
「（　473）	削除	」に、	
「（　478）	ＪＡ8965	」を	
「（　478）	削除	」に	

改める。

○総務省告示第六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の固定資産税から適用する。

平成二十六年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

第一号中

「（　27）	240―61350	海鴎12	同	」を
「（　27）	240―61350	海鴎12	同	
（　27）の２	240―64749	しらさぎ	同	」に、
「（　55）	243―18269	くれない２	同	」を
「（　55）	243―18269	くれない２	同	
（　55）の２	250―6416	えのしま	同	」に、
「（　60）	273―654	しまなみ１	同	」を
「（　60）	273―3698	マリーナホップⅡ	同	」に、
「（106）	292―32513	ありかわ	同	」を
「（106）	削除	削除	削除	」に、
「（112）	129045	ふぇにっくす	同	」を
「（112）	削除	削除	削除	」に、
「（114）	130445	第三十八フェリー美咲	同	」を
「（114）	削除	削除	削除	」に、
「（116）	132418	ニューフェリー美咲	同	」を
「（116）	削除	削除	削除	」に、
「（124）	134605	シーカーゴ五島	同	」を
「（124）	134605	マリンエース	同	」に、
「（137）	111741	フェリーごしょうら	同	」を
「（137）	削除	削除	削除	」に、